

埼玉県特別高圧受電事業者等 支援金のご案内

申請受付期間：令和7年5月26日(月)～7月17日(木)

交付対象期間：令和7年1月分～3月分の3ヵ月分 ※詳細は裏面をご覧ください

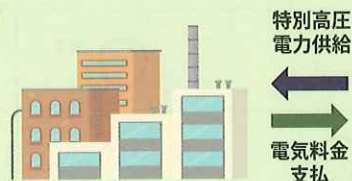
埼玉県内の事業所等で「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るために支援金を交付します。

支援金の交付を受けるためには申請が必要です。裏面もご覧ください。

1 2 いずれも埼玉県内の事業所等が対象です。

1 特別高圧電力を使用している
中小企業者・工業団地

工場
など



主なイメージ
工場・工業団地等



電力会社

2 特別高圧電力を使用している
施設内にテナントとして入居する中小企業者等



入居

オフィス
ビル
など

商業施設
など

主なイメージ
商業施設・オフィスビル等に
入居するテナント店舗等



対象となる中小企業者等とは、中小企業基本法に定める中小企業者、その他の法人で中小企業に準ずるもの。(詳細はホームページをご覧ください。)

		工場・工業団地等	商業施設テナント	オフィスビル等テナント
交付対象単位		電気使用量 (kWh)	面積 (㎡)	面積 (㎡)
支援額	1～2月	1.3 円/kWh	35 円/㎡	24 円/㎡
	3月	0.7 円/kWh	19 円/㎡	13 円/㎡

工場・工業団地：交付額＝各月の使用量×単価

工場で1月に100,000kWh 利用した場合
100,000×1.3 円＝130,000 円の交付額が
1月分として交付されます。

テナント・オフィスビル：交付額＝入居床面積×単価

商業施設に入居している200㎡のテナントの場合
200×35 円×2ヵ月＝14,000 円(1～2月)
200×19 円×1ヵ月＝3,800 円(3月)
14,000 円+3,800 円＝17,800 円が交付されます。

▼申請受付期間・申請方法・お問い合わせ先などは裏面をご覧ください▼

申請受付期間

申請受付期間：令和7年5月26日(月)～7月17日(木)

交付対象期間：令和7年1月分～3月分の3ヵ月分

オンライン申請の場合

令和7年5月26日(月)～
7月17日(木)23:59

郵送申請の場合

令和7年5月26日(月)～
7月17日(木) ※消印有効

申請方法

原則、埼玉県ホームページからオンラインで申請してください。

(オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。申請書等は埼玉県ホームページからダウンロードできます。)



埼玉県ホームページ(支援制度の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>

申請に必要な書類

申請に必要な書類	工場・工業団地	商業施設テナント	オフィステナント
交付申請書兼請求書	☐	☐	☐
特別高圧電力を使用していることがわかる書類 ※1 商業施設等があらかじめ県に提出している場合を除く	☐	☐ ※1	☐ ※1
特別高圧電力の使用実績がわかる書類 (電気代請求書、領収書など)	☐		
暴力団排除に関する誓約書	☐	☐	☐
入居していることと入居期間及び床面積がわかる書類 (賃貸借契約書など)①		☐	☐
発行日から6か月以内の履歴事項全部証明書① (個人事業主の場合は除く)	☐	☐	☐
本支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、 口座番号、名義人等)がわかる書類①	☐	☐	☐
第Ⅰ期分または第Ⅱ期分交付決定通知(写し) (書類の省略を希望する場合)	☐	☐	☐

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求めるために連絡することがあります。

① 提出済みの内容に変更がない場合、第Ⅰ期分または第Ⅱ期分交付決定通知(写し)の添付により省略可

お問合せ先

埼玉県特別高圧受電事業者等支援金 コールセンター

TEL 0120-917-229 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/tokkou-shienkin.html>埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」